

一般社団法人 福岡県臨床衛生検査技師会

災害対策マニュアル

第1版

2021年 12月 1日作成

目次

はじめに

1. 目的
2. 基本方針
3. 危機レベル
4. 災害支援体制
 - 4-1. 検査技師の現地派遣
 - 4-2. 福岡県、医師会、臨薬協、卸連合との協定
 - 4-3. EMIS（広域災害救急医療システム）
5. 災害対策本部の設置
 - 5-1. 設置基準
 - 5-2. 組織
6. 災害対策本部の役割
 - 6-1. 本部の役割
 - 6-2. 本部の業務
7. 会費の減免

はじめに

近年、多発化、重大化する自然災害に対して企業、団体、周辺自治体などの多くの組織が支援活動を実施し、大規模災害時における支援体制の重要性が再認識されている。日本は世界の中でも地震大国であり、1995年1月17日に発生した阪神・淡路大震災、2011年3月11日三陸沖を震源とするマグニチュード9.0、わが国の観測史上最大の地震となった東北地方太平洋沖地震が発生した。大津波により東北を中心とする沿岸地域は壊滅的な被害を受けた。九州でも2016年4月14日、4月16日に気象庁震度階級では最も大きい震度7を観測する熊本地震が発生した。そして、2018年9月6日北海道胆振東部地震が発生した。福岡においても2005年3月20日10時53分に福岡県西方沖の深さ9kmでM7.0（最大震度6弱）の地震が発生し死者1名、負傷者約1,200名、住家全壊約140棟という甚大な被害が発生した。

さらに、台風、梅雨前線豪雨などの大雨で洪水災害、土砂災害が発生しやすく、昨今では2017年の7月九州北部豪雨、2018年には7月豪雨（西日本豪雨）による西日本を中心に多くの地域で河川の氾濫や浸水害、土砂災害が発生し大きな被害となった。

これらの教訓から大規模災害発生時の対応として、自治体、行政による防災計画整備や企業内での防災マニュアル作成、地域による地区防災計画制度と災害対応の整備は拡大してきている。

一般社団法人 福岡県臨床衛生検査技師会（以下 福臨技）は上記でも述べた熊本地震、九州北部豪雨、西日本豪雨を教訓にして将来発生する災害時において臨床検査技師の職能団体として国民の生命と健康を守る為の支援活動、福臨技の事業の継続・発展を支える体制の構築、そして当会会員の被災状況並びに、被災施設の状況把握、必要な支援の提供を目的とし福岡県など行政と協議し実行する。

災害はいつ、どこで、誰に起こるか分からない。福臨技は災害支援体制を作るべく災害対策マニュアルを構築する。

一般社団法人 福岡県臨床衛生検査技師会
災害対策マニュアル作成委員会

1. 目的

福臨技は以下の事項を目的としてマニュアルを策定する。

- 1-1 県民及び国民の生命と健康を守る為の災害支援活動。
- 1-2 当会会員の被災状況並びに、被災施設の情報把握、必要な支援の提供。
- 1-3 福臨技の事業の継続・発展を支える体制の構築。

2. 基本方針

このマニュアルは福臨技が災害支援対策及び受援を講じるための指針を示したものである。

2-1

災害発生時の福臨技の対応や災害支援検査技師として派遣される会員の内容、また被災した施設の会員が援助を受ける内容を明らかにするものである。

2-2

災害に備えるための措置を適切に組み合わせて一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害対策支援から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図ること。

2-3

被災者による主体的な取組を阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に援護すること。

2-4

災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図ること。

2-5

福岡県内で大規模災害発生時、日臨技へ災害支援検査技師の派遣要請を行い他県からの災害支援検査技師の受入調整を行う。

3. 危機レベル

緊急時、自動的に初期対応が迅速に行えるように災害の度合によりあらかじめ危機レベルを設定する

① 緊急態勢

震度 6 弱以上の大規模地震発生時、警戒宣言発令時、緊急地震速報受信時及びそれに準ずる大規模災害発生又は発生の恐れがある場合。

警戒宣言とは、

大規模地震対策特別措置法に基づき総理大臣が発令する。当該地域に大地震発生のおそれがあると判断した根拠、発生時期、予想震源域、震度、津波などを簡単に述べる。

② 厳戒態勢

特別警報発令時。

特別警報とは、

警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけます。

③ 警戒態勢

警報発令時。

警報とは、

重大な災害が発生するおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報です。

④ 注意報

災害が発生するおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報です。

*危機レベル警戒態勢以上のものが発令された地域では、その地域の施設の代表者（技師長又は施設責任者）は危機レベル解除後、所属地区長に会員の被災状況を報告する。

4. 災害支援体制

福臨技会長は、福岡県内に大規模災害が発生し、行政機関及び被災地域、被災施設から派遣要請を受けた場合、または他の都道府県に大規模災害が発生し一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会（以下 日臨技）、から災害支援の派遣要請を受けた場合は、必要に応じて派遣を行うものとする。なお、派遣要請に至らない場合においても、現地調査（アセスメント）し派遣を行うものとする。

る。また支援は被災地避難所でのDVT対策、被災したスタッフの人的補充とする。

4-1

被災地へ派遣する臨床検査技師は・・・公募、登録制とする。

派遣技師の登録制についてはエコー、採血ができる技師など登録する際に業務でどのような経験があるかは問う形にする。所属長の許可の下、任期は2年、委嘱状または登録証を発行する。但し、災害発生時に連絡をして、必ずしも派遣を拒否できないものではない。

登録制の人数は上限なし。ボランティア保険、交通費と日当ありとする。現場での活動としては物品管理・車の運転もあり検査以外にも必要な任務に就く。
*県内の被災状況が甚大な時は、日臨技のシステムに基づき日臨技へ派遣の要請を行う。

4-2

福岡県、医師会、臨薬協、卸連合との協定を結び次第追加

4-3 EMIS（広域災害救急医療システム）

EMIS（広域災害救急医療システム）は、災害時における「適切な情報の収集・提供」を目的としたシステムであり、医療機関の患者受け入れ可否の照会、病院の被災状況や稼働可能な職員の確認を可能としており、医療機関の混乱により患者対応ができない事態を回避するための機能となる。

EMISで共有できる情報・機能は、一般市民向けと関係者向けによって分かれており、

一般市民向けには

- ・各地域における災害・警戒情報
- ・条件を指定した医療機関の検索
- ・災害対策のマニュアル・対応事例
- ・地震や火災時に活用できる災害の知識

関係者向けには

- ・災害医療情報の入力・検索・集計
- ・メーリングリスト・メールマガジンといった情報共有の機能
- ・被災自治体から厚生労働省への通報・問い合わせ

DMAT（災害派遣医療チーム）の派遣・活動状況の確認が可能。

5. 災害対策本部の設置

福臨技は災害発生時において、福岡県臨床衛生検査技師会災害対策本部（以下 福臨技対策本部）を福臨技（ナースプラザ 092-405-9033）内に設置する。

その場合に設置基準は以下の通りとする。

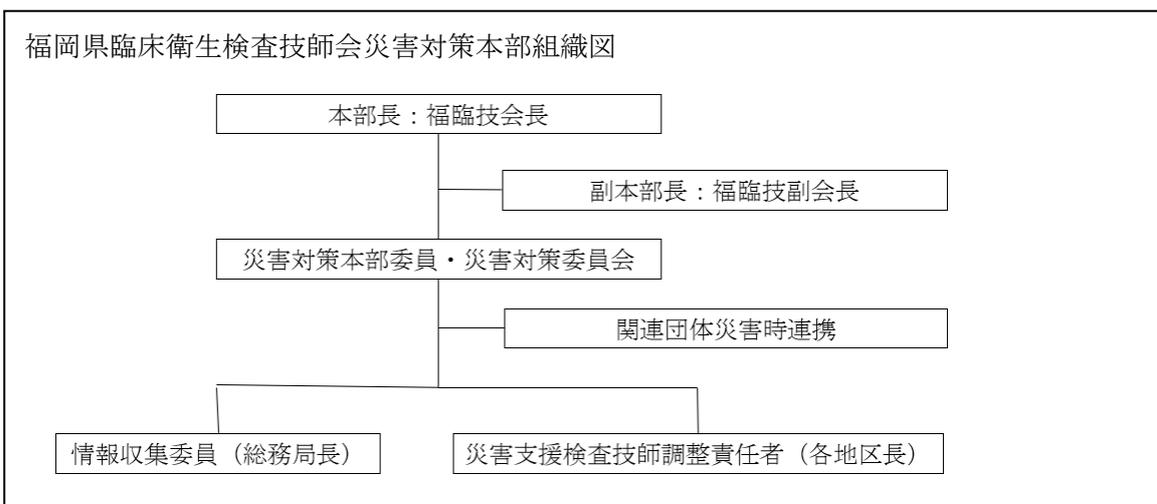
5-1 設置基準

- ・福岡県が災害対策本部を設置したとき（県内発生）
- ・日臨技からの要請があった場合（県外発生）
- ・その他、福臨技会長が必要と判断したとき

5-2. 組織

対策本部は、対策本部長、対策副本部長、情報収集および災害対策検査技師調整責任者、災害支援協力者により組織し、福臨技に事務局を置く。

- 1) 対策本部長は、福臨技会長がその任にあたる。
- 2) 対策副本部長は、福臨技副会長がその任にあたる。
- 3) 情報収集は、各地区長を通じて総務局長がその任にあたる。
- 4) 災害支援検査技師調整責任者は、各地区長がその任にあたる。
- 5) 災害支援協力者は、福臨技会長および対策本部が必要と認めた者がその任にあたる。



6. 災害対策本部の役割

6-1. 本部の業務

行政機関および被災地域・被災施設または日臨技より派遣要請があった場合、災害支援検査技師の派遣調整を行う。県内の被災状況が甚大な場合、必要に応じ日臨技へ災害支援検査技師の派遣要請を行い、他県からの災害支援検査技師の受入調整を行う。

6-2. 本部の役割

1) 対策本部長(福臨技会長)

対策副本部長、情報収集および災害支援検査技師調整責任者、災害支援検査技師を統括し、支援活動の指揮をとる。

2) 関係機関との連携・対応

日臨技、他団体関係機関との連携を密にし、福臨技内の支援活動の指揮をとる。

3) 情報収集（総務局長・各地区長・理事）

- ・日臨技・行政機関と連携を取り、被災地の被害状況などの情報を収集する。
- ・地区長と連携を図り、各地区の被災状況などの情報を収集する。
- ・被災地に必要な災害検査技師数を把握する
- ・協賛メーカーと連携を図り、必要物資支援を調整する。
- ・災害支援のために必要な財源の確保・管理・運営を行う。
- ・災害対策支援において派遣チームの編成を行うとともに、災害支援活動に必要な物品を確保する。

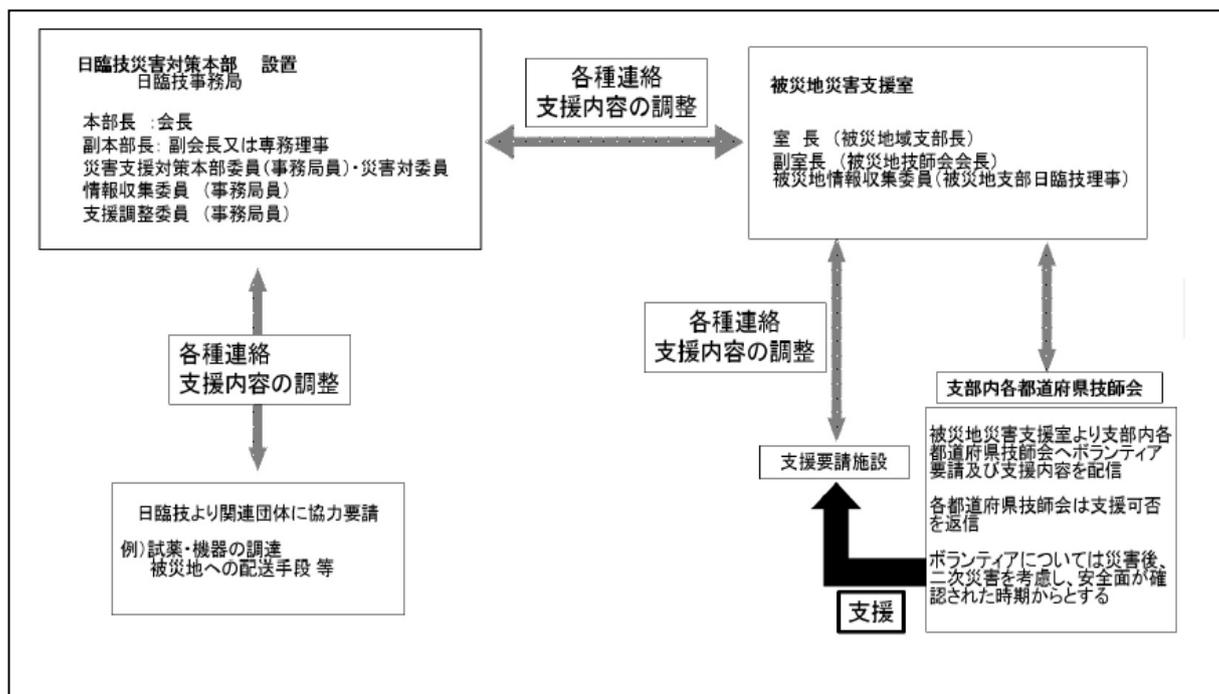
4) 災害支援検査技師調整責任者（各地区長）

- ・各施設の災害支援検査技師の活動可能な人数を把握する。
- ・情報収集責任者（総務局長）と連携を図り、被災地のどこに何人の災害支援検査技師を派遣するか決定する。
- ・災害支援検査技師の登録者に出動要請をする。但し、その会員施設の代表者は、災害支援検査技師の派遣について協力する。
- ・他県からの災害支援検査技師の受入調整。

5) 災害支援協力者

- ・各地区長、地区理事（役員）は各地区の被災情報を収集し、各地区長を通じ対策本部に報告する。
- ・災害支援経験者の検査技師は情報収集と災害支援検査技師の派遣について協力する。

6) 災害支援ネットワーク（日臨技災害時対策マニュアル）



7. 会費の減免

7-1 一般社団法人 日本臨床衛生検査技師会の定める災害共済金の支給及び会費減免に関する細則に基づき、共済金の支給及び会費の減免を行う。
 申請に当たっては、会員ページ TOP ページから「災害共済金の支給及び会費減免に関する細則.PDF」を参照。

福岡県災害拠点病院一覧

平成 30 年 4 月 1 日現在

	施設名		住所	市町村
基幹	独立行政法人国立病院機構九州医療センター	独立行政法人（国病）	福岡市中央区	福岡・糸島
地域	九州大学病院	国立大学法人	福岡市東区	福岡・糸島
地域	久留米大学病院	学校法人	久留米市	久留米
地域	済生会福岡総合病院	済生会	福岡市中央区	福岡・糸島
地域	聖マリア病院	社会医療法人	久留米市	久留米
地域	飯塚病院	会社	飯塚市	飯塚
地域	福岡大学病院	学校法人	福岡市城南区	福岡・糸島
地域	北九州総合病院	社会医療法人	北九州市小倉北区	北九州
地域	北九州市立八幡病院	市町村	北九州市八幡東区	北九州
地域	独立行政法人地域医療機能推進機構九州病院	独立行政法人（JCHO）	北九州市八幡西区	北九州
地域	健和会大手町病院	公益財団法人	北九州市小倉北区	北九州
地域	福岡県済生会二日市病院	済生会	筑紫野市	筑紫
地域	産業医科大学病院	学校法人	北九州市八幡西区	北九州
地域	小波瀬病院	社会医療法人	京都郡苅田町	京築
地域	新行橋病院	社会医療法人	行橋市	京築
地域	新小文字病院	社会医療法人財団	北九州市門司区	北九州
地域	大牟田市立病院	地方独立行政法人	大牟田市	有明
地域	朝倉医師会病院	一般社団法人	朝倉市	朝倉
地域	田川市立病院	市町村	田川市	田川
地域	福岡記念病院	社会医療法人	福岡市早良区	福岡・糸島
地域	福岡青洲会病院	社会医療法人	糟屋郡粕屋町	粕屋
地域	福岡赤十字病院	日本赤十字社	福岡市南区	福岡・糸島
地域	独立行政法人国立病院機構福岡東医療センター	独立行政法人（国病）	古賀市	粕屋
地域	福岡和白病院	社会医療法人財団	福岡市東区	福岡・糸島
地域	北九州市立医療センター	市町村	北九州市小倉北区	北九州
地域	九州労災病院	独立行政法人	北九州市小倉南区	北九州
地域	ヨコクラ病院	医療法人	みやま市	有明
地域	筑後市立病院	市町村	筑後市	八女・筑後
地域	福岡徳洲会病院	医療法人	春日市	筑紫



地域	戸畑共立病院	社会医療法人	北九州市	北九州
----	--------	--------	------	-----